

開 会 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 報告第12号 工事請負変更契約締結の専決処分の報告について

○議長（小松則明君） 日程第1、報告第12号工事請負変更契約締結の専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは、専決処分書をお開きください。

1、契約の目的。柵内地区雨水排水路整備工事。

2、契約の相手方。岩手県釜石市甲子町第5地割62番地1、株式会社カネナカ、代表取締役 武田富士夫です。

今回報告する内容は、契約金額の変更でございます。変更前の契約金額1億584万円を10万5,840円増額して、1億594万5,840円に変更するものであります。

専決処分年月日は平成30年7月20日です。

参考資料をごらんください。

変更理由は、建て込み簡易土どめ等仮設工の減工及び転落防止柵設置工の増工による金額の増です。

以上、御報告申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 最近の大雨等ありまして、ここの柵内地区も浸水する家屋がありましたので、その辺について、まず今工事を進めて完了すればならないのかなという、そういう思いもありますけれども、雨水が今まで地下浸透したのが、大きな宅地になったことによって、また排水路とか、あとはあふれる状況にあると思いますが、その辺設計上は問題ないかどうか、改めてお聞きしたいと思いますが。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 柵内地区の雨水排水路の整備状況とか計画状況についてでございますが、もともとは原野、雑種地という形のものになっていましたけれども、今は宅地とかが張りついてきて、建物の屋根とかそういったものによって流出係数であったりとか粗度係数であったりとか、そういったものが変わってきてございます。今回

はそれらを見込んだ上で計画検討をしております、公共下水道事業ということで整備を図っているものです。よって、昨日の一般質問のときにもお話しさせていただきましたが、降雨確率でいくと10年確率でもって設計はしています。流域についても採石場とかを裏側にしょっていたりもするので、それらも流域面積としては含めて計算はしておりますので、その点については問題ないものと確認してございます。

○議長（小松則明君） 及川 伸君。

○10番（及川 伸君） ちょっと確認させていただきたいのですが、柵内地区の水位対策に関して、これは昔から台風などが来ると冠水するというので大分住民の悩みだったと思うんですけども、特に山際のあたりに水がたまったり、水が抜けなくて困っているということで、知り合いがいるものですからよく連絡が来たんですが、この工事が完了することによってどういうふうになっていくのか、簡単に今回の工事の概要みたいなのがわかれば、教えていただきたいんですが。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 柵内地区の雨水排水路整備工事の全体ということになりますけれども、こちらにつきましては年次計画を立てまして、おととしから順次、復興交付金でもって進めてきた経緯がございます。それで、下流のほうからずっと攻めてきたわけですけれども、基本的には議員おっしゃるとおり山尻のほうの雨水排水路、こちらを重点的に飲み込むのとあわせて、宅地側のほうもそちらの方に誘導する形で大型の断面のボックスカルバートないしU型断面とか、そういったものを整備してございます。また、災害公営住宅とかも柵内のほうにはできておりますので、そちらのほうの水も飲むべく、柵内地区の中央に町道が走っているわけですけれども、そのところにもV S側溝、自由可変側溝ですけれども、そちらでもって整備を図ってきたという経緯がございます。したがって、あとは細かい枝とかというのが残ってくるわけですけれども、そちらも随時接続することによって、柵内地区の浸水対策については万全を期していきたいと考えております。

○議長（小松則明君） 及川 伸君。

○10番（及川 伸君） そこで、山際にたまった水は、今回の工事によってどのように排水されるのかということを知りたいのと、それから今回の工事で、これは全面的に今までの冠水が排除されるということによろしいのか。（「今回で全部終わるのかという」の声あり）

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） まず、流れる場所になりますけれども、先ほども御説明しましたが、流末の排水については柵内地区の最下流部、そちらから大樋川に排水するといった計画になっています。また、今回で全ての工事が終わったわけではなくて、昨日の入札でもってさらに上流側の山尻のほうについても発注してございます。先ほどの答弁にもありましたけれども、枝のほうは全てまだ完了しているわけではなくて、おおまかな完成のほうについては、今回というか昨日入札を執行した部分について完了すれば、今年度で終わるものと認識してございます。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

以上で報告第12号を終わります。

○

日程第2 報告第13号 健全化判断比率の状況の報告について

○議長（小松則明君） 日程第2、報告第13号健全化判断比率の状況の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 報告第13号健全化判断比率の状況の報告についてを説明いたします。

別紙平成29年度健全化判断比率の状況をお開き願います。

実質赤字比率、該当はございません。連結実質赤字比率、該当はございません。実質公債費比率、9.8%。将来負担比率、該当ありません。資金不足比率、該当ありません。

各比率の内容でありますけれども、一般会計から特別会計、事務組合及び第三セクターまで赤字決算はありませんので、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は該当はございません。

公債費の償還に充てました一般財源の標準財政規模に対する割合を示す実質公債費比率については、対前年比0.1%減の9.8%となっております。主な要因としましては、国費を基本とする復興事業により起債の発行額が減少し、公債費が減少傾向となったこと及び町税収入の回復傾向によるもので前年比では0.1%の減となったものであります。

将来負担比率については、震災により一括で交付された東日本大震災津波復興基金市町村交付金等の基金積立金を充当することで該当なしとなります。

公営企業に係る資金不足比率についても赤字決算の会計はございませんので、該当な

しとなります。

以上のとおり、健全化判断比率については、いずれも基準を上回るようなものはなく、問題ないものであります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で報告第13号を終わります。

○

日程第3 議案第81号 大槌駅観光交流施設条例の制定について

○議長（小松則明君） 日程第3、議案第81号大槌駅観光交流施設条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総合政策部長。

○総合政策部長（齋藤正文君） 議案第81号大槌駅観光交流施設条例の制定について御説明申し上げます。

次ページの条例案をごらん願います。

第1条は、条例の趣旨でございますが、地方自治法に基づき大槌駅観光交流施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めることを規定しております。

第2条は、交通機関を利用する住民の利便に資すること、観光情報の発信や交流の場の提供を目的として設置することを規定しております。

第3条は、施設の名称と位置について。

第4条から第6条までは、施設の使用許可や取り消し等について規定しております。

第7条から次ページの第9条までは、使用料について規定しております。なお、使用料の額は別表に掲げてございます。

第10条から第12条までは、損害賠償、原状回復義務、行為の禁止を規定しております。

第13条から次ページの第15条までは、指定管理者に管理させる場合の業務内容及び利用料金等を規定しております。

第16条は、委任について規定しております。

なお、本条例の施行日につきましては、三陸鉄道リアス線の運行開始予定日である来年3月23日からとしておりますが、指定管理に必要な行為は指定前においても行うことができることとしております。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） この条例についてはこのとおりで進むとは思いますが、ちょっと私が聞きたいのは、最終のところに書かれている交流施設使用料についてお聞きします。

野外共用スペース1平方メートル、1日50円とありますけれども、例えばおしゃっこのほうだな、あそこは駐車場にもなっていますけれども、あそこを借りる場合の金額が50円であったか幾らであったか。もし違うようであったなら、同じ公共の場であるので、なるべくなら同じ金額で貸すのが妥当じゃないかなと思いますけれども、その辺についてお伺いします。

○議長（小松則明君） 文化活動交流施設長。

○文化活動交流施設長（北田竹美君） おしゃっこの野外共用スペースにつきましても、1平米につき1日の料金は設定しておりますけれども、私の今の記憶だと30円と記憶しておりますが、正確ではございませんので、別途御報告いたします。

○議長（小松則明君） 金崎議員、よろしいでしょうか。

総合政策課長。

○総合政策課長（藤原 淳君） 今回の使用料を算定する際に、議員おっしゃったとおりおしゃっこの使用料も参考にさせていただいております。おしゃっこの屋外スペースにつきましても、15平米で1時間30円、1日当たり1平米48円ということになっております。大槌駅のほうの観光交流施設につきましても1平米につき50円とさせていただいております。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 今、おしゃっこのほうの話、確かに私も30円だと思っていたんだよね。だから、ここで20円の開きがあるなと思って、大した金額じゃないけれども確認したんですけども、なるべくなら同じ額にしたほうがいいと思いますので、その辺を検討して、なるべくなら使いやすい、使い勝手のよい金額にしたほうがよいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（小松則明君） それに対して財政課長、何かありますか。根拠とか、直すんだつたら今直さなければ、これ。総合政策部長。

○総合政策部長（齋藤正文君） こちらでも当然おしゃっこの屋外スペースの使用料のほうを参考にさせていただいております。調べたところ1平米1日当たり48円というこ

とで確認しておりましたので、それとほぼ近似値ということで50円ということでさせていただきます。

○議長（小松則明君） よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 1点確認をさせてください。

店舗スペース、1カ月に5万5,000円の家賃を取りながらということ、交流拠点なのでそこに我々のイメージだと、例えば大槌の物産が並んだりとかというイメージだったり、あと全協の中でしたかね、過去に話があったときに、今キオスクは入らないと思うけれども、コンビニみたいなものがあったりとか、前だったらそば屋さんが入っていたとか、いろんなものが過去にありました。今回、この店舗スペースをどのようなイメージでからくろうと思っているのか、既に募集が始まっているのか、どこか業者さんがもう既に内定しているのかについて、お答えできるのであればよろしくお願いします。

○議長（小松則明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（藤原 淳君） 駅舎の管理につきましては、今後指定管理者に行わせる予定でございます。その指定管理者につきましては、以前全協でも説明させていただいておりますけれども、観光交流協会を予定しております、今観光交流協会とも協議を進めているところでございます。入る業者につきましても、観光交流協会さんのほうでいろいろと動いていると話を伺っているところでございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 町が指定管理をすることについては、それは通常の方式なのでいいんですけども、これが結局発信基地になって、世の中一般的には赤字になる覚悟を持ちながらもやると決めたわけですよ。そこが発信拠点で、役場が指定管理を任せるわけだから、そこからの提案も確かにそうなんだけれども、町がどういう構想を持ちながらこういうふうイメージをしてくださいねというのもあってしかるべきなんだと。そうやって物産協会さんで、じゃあこういう企画ではどうでしょうかと言ってやっていくのが本来だと思うので、そこら辺はちょっと答弁不足じゃないかなと思いますけれども、もう一度お願いします。

○議長（小松則明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（藤原 淳君） 指定管理を行っていただくに当たりまして、まさしくその駅の整備目的であったり、その機能であったりだとかというのは、指定管理の予定者

の方々には、その趣旨を説明した上で計画を策定していただくよう依頼しているというところがございます。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） これは前に説明されたとき、ぱっと見たとき、借りやすい金額なのかなとすぐ頭の中によぎるんだけど、現在の大槌町でたかが駅とはいうけれども、駅の中を通過する人がどのくらいあるか、交流人口拡大でどのくらいになるかわからないけれども、実際は算定したとは思いますがけれども、現在の大槌町で5万5,000円払う、そのほかに光熱費、いろいろなものを払っていくから、そうやっていったときに、これが果たして5万5,000円というのが、あそこで指定管理者で例えば借りる人があったとしても、このお金を生むというのはこれは大変なものじゃないかなというのはまず一般の人たちの考え方だと思いますよ。私から言わせても、これはちょっと高いんじゃないかなと。どうして大槌町でどんどん人がいなくなる、いろんな要素があるけれども、やっぱり人を集めるための施設で、それが大きな市とかそういうところでこのくらいの金額で出すのなら、私はいいとは思いますが、今のこの1万を切ったような状態でこのくらいの金額で貸すのが果たして合っているのか、合っていないのか。私はこれちょっと高いんじゃないかと思いますよ。じゃあどのくらいがいいかと言われれば困るけれども、なるべくならどんな人が借りても、やっぱり商売やっつけていけるような方法で考えてやらないと、私はこの金額は合わないと思いますよ。どうですか。

○議長（小松則明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（藤原 淳君） この使用料を算定する際は、町の条例に基づいて算定するわけですが、その算定の結果が5万5,000円ということなんですが、条例上は5万5,000円ですが、今後指定管理者に管理させる場合、この使用料の5万5,000円というのは上限額ということで設定になります。なので、実際に賃貸する場合は、指定管理者のほうでその使用料については決めていただくといった形になります。（「4回目になりますんで」の声あり）

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第81号大槌駅観光交流施設条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第4 議案第82号 町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第4、議案第82号町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 議案第82号町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

別紙新旧対照表をごらん願います。

本則の附則部分に、新たに下線部分である「平成30年10月1日から同年10月31日までの間における町長及び副町長の給料月額は、第2条の規定にかかわらず、町長については同条に規定する額から当該額の20%に当たる額を減じて得た額とし、副町長については同条に規定する額から当該額の10%に当たる額を減じて得た額とする」を追加するものであります。

附則であります。平成30年10月1日から施行するものであります。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 2年前を思い出していただきたいんですが、28年にワクチンの廃棄問題がありました。記憶に新しいと思いますが、電気がとまったことが原因でありました。その廃棄をお金に換算すると100万円を超えるものでありました。このとき、責任の所在を問う声が議会にもありました。町長とのやりとりもありました。そのときの町長の見解は、法令等に違反した場合は町長としての責任が生ずるが、そうでない場合は生じないという旨の答えだったと思います。

今回のケースは本当に特異なケースではありますが、法令違反による責任の発生ということと、道義的な責任の発生というものをてんびんで比べることではないんですが、どちらが重いと考えるのであれば、これはもちろん法令違反による責任の所在というのが重いということは、皆さん思うのではないかなと思います。今回のこの道義的責任ということで、今報酬の削減を条例提案されていますが、そうすると、一体2年前の首長

としての責任の所在を問われたときの、町長のそのときの答弁とは乖離が出てくるというところで、ここでやっぱり2年前の答弁と今回のこの道義的責任での責任のとり方というところを、もう一度整理する必要があるのではないかなと思っておりますので、そこら辺をお尋ねしたいと思うんですが。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤舘和彦君） 2年前にワクチンの関係でそういったことがあったということは事実でございます。今回、そのときの非違行為で法令違反という部分については、今回の場合については公文書ではないとは考えておりますので、非違行為には当たらないと考えてございます。そして、今回なぜ例えば減額なりそういった処分をするかという話になるんですが、これについては震災検証に関してはきのうも答弁したと思うんですが、いずれ我々は関与してはならないと。これは当然身を切るような検証でなければならぬという部分で、絶対関与してはならないと考えてございました。ただ、処分に関しては、検証が終わった後であったという部分からすれば、7月から3月までの間に時間はあったと、そういったことで、処分に関して言えばやっぱりそれには関与するなりちゃんと議論すべきだったと、そういった考えで、それについては我々も至らなかったと。そういう部分で、町民の皆さんに対して混乱なり不信感を招いたと、そういった道義的責任はあろうということでの今回は提案しているものでございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） わかりました。このやりとりは一昨日の東梅 守議員の一般質問の中でも、道義的責任についてということで守議員と町長のやりとりを聞いていた中でちょっと思ったところをお尋ねしたいわけですが、町長はその道義的責任を問われたとき、自分自身、町長が深く関与した事案であるから道義的責任が発生するんだという旨の答弁内容だったと思います。

行政全体で多くの事業を執行するとき、例えばある事業で大きな道義的なミスが発生したとするとします。そのとき、それでは町長の関与が大きいから、小さいからというところで、首長の道義的発生が生ずるんだという考え方もできるわけですが、もちろん町長の思い入れ等が事業によってもあるのは、これは人間ですからあると思うんですが、行政全体を執行する上で金額が大きいとか小さいとかということを含めた事業の町長との考え方とか思い入れというのは、ある意味等しくなければいけないのではないかとはいえ理想になりますが、そういう思いを持っています。ですので、自分のかか

わりが深いから道義的発生なんだということには、いまいち納得感がないと。そこら辺をもう少し詳しく説明していただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 東梅 守議員の中でそういう形で金額の大小にかかわっての責任という言い方で誤解を受けるような状況であったらば、謝罪しなきゃならないと思います。金額の大きさ、小ささではないと。全ての事務事業については、私が責任があるということは明確であります。そういう中であって、今回の事案につきましては、やはり私が震災検証という部分では人員、小山室長を検証室長として迎える場合と、また、直接的にお話し合いをして方向性を決めるにしても、そこに仲介で事務的なものが事前にあったわけではなかったということがあります。先ほど副町長が話をしましたとおり、この見解については、その後のさまざまなことのいろいろ考える時間が十分にあったという中では、それに対してしっかりと、最初はそのお話をさせていただきながらきちんとその辺をしっかりとしなかったということでもありますので、ぜひその辺についてはやはり道義的な責任をとる必要があるだろうという私の思いで、今回給与の削減について提案をさせていただきましたので、全ての事務事業については私が責任あるというそういう中であって、法律の部分に違反するものについてはきちんとかかわった事務分掌、専決、代決規程にかかわってですね、については、その部分は適切に処分をしていくという形で私の責任を通していきたいと、こう考えております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） まず、今回のことで、この道義的責任ということでトップがとる責任は、監督責任あるいは道義的責任、あるいは任命責任等々があると思うんですが、職員が仕事をする上で、失敗を恐れて萎縮されては困るなど私思っております。ですので、やっぱり人間がやることでありますから、これはミスはつきものだと思います。責任は町長が、副町長がとるから、臆せず業務を遂行しろという指示なり激励なりをやらなければ、先のことを考えて職員がもしかしたら何というの、思い切った仕事ができなくなるのではないかなという懸念もありますので、ぜひそういう組織体制、組織環境にしていきたいなと思います。これについて何かあるのであればよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） さまざまな問題が出ております。これは決して私がお話するの

は、私のところにそういう事案が上がってくることを踏まえて、一生懸命やっておりますけれども間違いはあるということで、広く議会を通じながらさまざまな形で公表させていただいております。そういう中であっても、組織として公務員としてのきちんとした凛としたものを持ってもらうためにいろいろ話をしておりますので、決して職員が萎縮するようなことではなく、もちろん全ての事務事業については私は責任を持ちますという話の中で、私の中では責任あるときについては、時々の場合に応じてしっかりと私自身は責任をとっていきたいとは思っていました。今回については、やはり審査検証の中で多くの方々に混乱、不信を招いたということについては、私自身が直接の部分があったということを考えますと、しっかりとその責任はとる必要があるだろうと、道義的な責任はとる必要があるだろうということで、今回給与の削減ということで提案をさせていただきます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 私も幾つか質問させていただきます。

道義的責任ということですが、過日の一般質問でもやらせていただきました。行政運営は法のもとによって行われていると私は思っております。常にこれまでも町長さん初め皆さんには、いや法をもってちゃんとやっているんだという話も伺っております。そういった中で今回の事案は、法に触れることがないとしながらも道義的責任としている。その道義的責任というのは一般質問でも質問しましたけれども、道徳と倫理だということであれば、この公文書というか今回の検証報告そのものが何というのかな、適正に行われたものではないというふうな形に、私は何か思ってしまうところがあります。特に、この道義的責任で給与を減額するというのは、聞こえはいいんですけれども、先ほど同僚議員からもあったように、道義的責任で給与の減額等が発生すれば、もちろん他の幹部職員初め職員の皆さんが萎縮してしまうのではないかと私も思うわけです。町長だけが責任とればいいのではなくて、職員もやっぱりそこにかかわってくるというね。自分たちもその責任を負ってしまうのではないかと思うんですが、その辺について、町長は自分が責任をとるとは言っているものの、他の職員の気持ちというのを考えたときに、果たしてこの道義的責任という文言を用いて減額していいのかどうか、その辺をお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤館和彦君） 職員に関しても、やっていることには当然自分も責任があると

思っているということでございますし、当然その文書に伴って決裁をもらいながら、町長から決裁もらってそれで事務事業を進めているということになります。確かに法令違反にすれば非違行為ということでこれは当然そういった面での処分もございます。ただ、全体的に町民に対して不信感なり混乱を招いたという部分については、やはり上のほうでトップのほうで道義的責任をとるべきだろうという判断でやってございます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 町民の不信を招く、いろんな不祥事があった場合でも当然的に町民の方たちは不信に思うわけです。なので、今回の事案で道義的責任というあり方で給与の減額という提案に対しては、私は反対したいと思います。あいまいな形での給与減額があれば、今後その例にならった形で進んでいくという、例が残るわけです。こういうことを残しては、私はいけないと思うんです。やっぱり、日ごろ町長は、私の責任の問うあり方に対して、答弁では、仕事を全うしてその責任を果たすんだという強い話をいつもされています。私はそれでいいんではないのかなと、責任の所在は別のところにあるんじゃないのかな、減額ではないんじゃないのかなと考えるわけです。その辺の考え方について、もう一度答弁があればお願いいたします。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） これまでのさまざまな事務に不適切な部分があったということについては、職員それぞれが事務の中でしっかりとやるべきことだろうという形で、私はやってきました。今回の件については、検証室長をお願いをするにしても、それから検証を進める中でも、大きく私がかかわったということ、それは決して事務方に薦め方をしたわけじゃなくて、きちんとその辺をかかわってきたということの責任は大きいだろうと思います。ほかの部分、さまざまなことありますけれども、それは専決、代決、あとはそれぞれの職務に応じた事務の中でさまざまな事案が出てきたということになりますけれども、今回についてはやはり混乱を招いたということにつきましては、やはり私自身がしっかりと検証室長とお話をする、終わった後でもその後どうするのかという部分も含めて、特に新たに公開はしないよという前提のもとに調べてきたことを次どうするのかという部分につきましては、しっかりと話し合いをすべきだったろうと、それも7カ月ほどあった中でということがありまして、やはりそれにつきましては私自身が今回は、今までお話をしてきましたけれども、私のかかわりとしてしっかりとお話をすればこういう事案にはならなかったんだろうなという思いで、強い思いがありまして、今

回給与の削減を申し出たということになります。これからにつきましても、さまざまな不適切な事務処理も出てきますが、それはきちんと話をしながら、それは決して終わったことを責めるのではなくて、次にそれがないようにどうしたらいいのかという形も踏まえながら、組織としてのガバメントをしっかりと強くしていきたいと、そう思っております。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 最後に、今回の一番の原因は、文書の取り扱いにあったんだろうと私は捉えています。特に、文書規程の中に決裁という文字が含まれているのにかかわらず、その決裁を必要としないとしたところから始まっているのではないかなと思っているわけです。なので、これは私が思うところでは、道義的責任ではなくて責任の所在ははっきりしているのではないのかなと考えているわけです。確かに過日の一般質問の中で、その答弁の中でいろいろ述べられてはありましたけれども、今回の件はそういった原因のところをきちっと捉えた上で、やっぱりされるべきだったのではないかなと。積然としない中で、私はこの給与減額に対しては納得できないというところなんです。その辺で、もし答弁があれば、もしなければよろしいです。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 今回のその部分につきましては、さまざまなことが考えられるだろうと思います。先ほどの決裁の部分もそうなんですが、それも含めて、やはりこういう事案になったということに対しましてはしっかりと制度設計をする必要があるだろうと思っております。この前もお話ししましたが、情報公開という中とリンクする形で文書のあり方そのものも、この事案は決して次のことになってはならないだろうと思いますので、その辺の思いで、管理条例というのを制定しながら、管理条例が制定されることによって、決してそれが全体のものになるためには何年かかかる形になりますけれども、職員がその意識を高めるという中においては、条例制定を受けながらしっかりとしていきたいと、こう考えております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） まず、道義的責任というのは私もちょっとひっかかります。やっぱりこういう事案に対して責任をとるといって出されたのであれば、そうかという部分もあります。それから、まず刑事事件、民事事件とかそういうのでは簡単に話せるんですけれども、罪と罰ということがありまして、そしてどういふことを犯してその責任

としてどういう罰を受けるかという部分で、そしてこの場合は金額ではなく期間が大事なことになってきます。何か損害賠償を与えた場合は金額が大事にされて、弁済とかいろいろなことが出てくるわけなんですけれども、この期間設定というのも重要なことではないかなと思います。その点で、この1カ月ということについて、もしその辺何か考えがあったのかどうかお尋ねします。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤舘和彦君） そういう観点で考えたかどうかということとはございますが、過去の事例とかそういった他市町村の事例、大槌町であったら町内での過去の事例とか、そういった部分を考慮した上で決めたこととございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 資料ということで資料の大事さは、大槌町史をつくる時に全然そういうまとめがなくて町史ができたという経緯もあります。それで、資料の大事さというのは、公開しなくてもちゃんと保管すべきだ、そういう面で落ち度があったという部分でおっしゃっているのであればなるほどと思うんですが、それが全然私は関係ないというか、道義的というあれがひっかかるんですよ。その辺をちょっと変えて、こういう事例があった、それに対して私はこういう責任をとるんだという形であれば納得するような気がするんですが、いかがでしょう。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤舘和彦君） 資料の取り扱いという部分だと思うんですが、そもそもヒアリングを受けるときに公開しないということでやったということで、それを審議に基づいて処分したということになると思うんですが、ただ、我々も考えるに、いろいろ方法はほかにあったんだろうなということは、我々も考えました。当然、非公開ということで資料を残すという方法もとれたらろうなと。そういった議論をしてこなかった、そういった部分が行き届かなかったというところに責任があろうということで、今回の提案になってございます。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 人それぞれ、みんな町民の代表でここに座っているんですけども、私は今回のこの議案として出てきた減額のことについては、何もそこまで考える必要はなかったんじゃないかと。ああして記者とかいろんな人に取り囲まれて、謝罪しながら自分たちのことで町長が責任をとってこれを出してきたんだけど、町民に対す

る形とすれば確かにそうかもしれない、そういうところもあります。だけれども、いちいちそういうことについて、責任を感じるから道義的責任がある、いろんな責任がある、それで減額する、ただそれだけやっていったんじゃ私はトップとしてこれもいかなものかと思います。やはり、同じく一生懸命町民のために動いているんだから、こういうことでいちいち減額までしてこういう議案を出す必要はないと私は思います。町民もそれくらいは考えていると思いますよ。だから、私は何も減額どうでこうでと言わないけれども、だけれども、町民とすれば町長はこのくらい考えたんだと、そして今度の新しい条例もつくるんだと、そこまで踏み込んでいるからね、そこまで金銭的なことまで出す必要がないと、私はそう考えています。

以上です。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 同僚議員からもいろいろ議論がありました。先ほどいい例でワクチン問題を挙げたときに、あれは直接的に法的責任はないとはいえ、直接迷惑をこうむった人が多数いたわけですよ、子供たち、父兄に関してはね。今回は、世の中を騒がせた責任で道義的、でも金銭的な不利益を役場がこうむったわけではない、いろんな捉え方があります。先ほど守議員から格好よく聞こえる、私は格好悪く聞こえるんですよ。これは感じ方の違いなんでいろんな感じ方があるんですが、法的責任でないものについては道義的と抽象的な言葉があったときに、それを騒がせたりどうのこうののだと、町長も肝いり政策の中で関与が、何というのかな、直接的な検証には関与はしないけれども取り扱いに関与してきたという責任、副町長の答弁にもあったとおりでんですが、私も廃棄は絶対なかった話なんだと思いますよ。思いますけれども、だからといって道義的という話になると、やっぱり感覚の問題になると思うんです。感性の問題になると思うんです。平野公三という町長の感性のもとにおいて道義的責任があったから20%減額なんだと。じゃあ別な首長さんであれば、そんな感じはしないのかもわからない。だからそういった中で、平たく考えたときにどういうことが必要なのかといたら、私もきのう一般質問させていただきましたけれども、やはり決裁のあり方とか取り扱いに不備があったから取扱規程を吟味したらどうなんですかと、ところが答弁で、管理条例の設置について、今までの文書公開請求であつたりいろんなものを鑑みたときに、それをつくるのがベターなんであろうかという選択をしたから今回提案するんだと。そういう感じで、今回の諸問題についていろいろこれから進んでいくわけですよ。それが見えてい

るのに、何もここであえて金銭的に道義的責任で給与の減額とかということを取り上げることではないのかなという感じがしていますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤館和彦君） 確かにいろいろ、ありがとうございます。いろいろ考えがあっ
ておっしゃっていただきありがたいことなんです、我々としてはやはり至らなかった
という責任はあろうなという部分が、どうしても責任をとらざるを得ないだろうという
考えで出しているものでございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 至らなかったという表現をされれば、議会だって至らなかったの
かもわからない。検証報告を受けて、ああすばらしいものができました、御苦労さんで
したと、80人から聞いてなかなか大変だったとは思いますが、まとめていただいてあり
がとうございました。ただ、それを破棄するかどうかも我々も意識、感覚の中には
なかったんですよ。もちろん世の中に出るわけではないと、公開しないという前提で80名
の職員の方がインタビューに答えてくれたということについては、それは感謝申し上げ
たのは実際議会もそうでした。ただ、だからといって破棄することはないというのは、
私は十分感じています。今でもそう思っているけれども、ただ、こっち側で、だからと
いって給与減額するというの、何というの、論法がちょっと私もそこはすとんと落ち
ないんですね。先ほど、前例をつくってはという話なんですけれども、前例もつくり
方で、公務に携わる人の理屈で前例がないからという答弁がありました。前例がないか
らこそやってほしいところはいっぱいあるわけですよ、一般住民は。片方でこういう問
題が出たときには前例をつくっちゃいかんという話にもなるわけでしょう。批判してい
るわけじゃないですよ。だからこれも、先ほどから申し上げているとおり感性の問題に
はなるんですけれども、ただ、今回のことに関して給与の減額だとかということではな
くて、それこそ先ほど答弁と質疑の中でもあったとおり、職務で果たすということで条
例も整備するべし、本当にというか言い方失礼ですが、そこまで至るのか、文書管理の
取扱規程をきちんとするのも大事なだと思いますけれども、そういう方向できちっ
と整理をすることが、今回の混乱とか不信を招いたものの成果なんだと。何かそれを、
下世話な言い方をして申し訳ないですけれども、給与減額したからいいだろうと捉える
住民もいるかもわからない。そうではないわけですよ。もっともっとハードルの高いも

のを町長はきのう答弁されているわけですね。だから、そういう感じだとんと落ちないところがあるんですけれどもいかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 今回の事案につきましては、やはり廃棄の部分が出たときに、内心はやはりショックという言葉で適切かどうか。やはり知った後には、書類全体がなくなってしまったところがありまして、正直、7カ月もあったのにその話を一つもしてこなかったなという後悔がありました。そういう中では十分に何回も、調査の段階ではかわらないという、もちろん私も決裁をしないという、先ほどの東梅 守議員が言われたそのあり方についてもどうかという話をされましたけれども、かかわることによって、読むことによってさまざまな感情が出てくる、それは私の中では当事者でもありますので抑えなきゃならないという思いはございました。実際にその案件が出てきたときに、ショックだという部分としっかりしなきゃならなかったと。これは、かかわったのに自分がまとめることができなかったという思いがありまして、そういう中ではやはり、もちろんこれからそういうことのないようにということやらさまざま、条例制定につきましても思いつきではなくて本当にそうしなきゃならない現実があると思って条例制定をさせていただきましたけれども、提案するという形でお約束させていただきましたけれども、自分とすれば、やはりかかわり方としてはじめをつける必要があるだろうという思いの中で、さまざまに内部でのお話があったことは事実であります。しかしながら、私の気持ちの中では、やはり何らかの形で自分が反省しなきゃならないという思いで今回の給与削減について提案をさせていただきました。もちろんこれから、復興途中ですから、一生懸命やらなければならないことはいっぱいあると言いながらも、今回の件についてはやはり自分の心に思うところがありまして、私がしっかりすれば、その部分ではさまざまな形で対応できたものだという反省のもとで、みずからやはりその意思を表現するためには、給与の削減が私としての表現であるだろうと思いました。とにかく、私自身はしっかりと役場内の全ての事務事業については責任を持ってしっかりとやるということですので、これを出したからといってそれで終わりだと、そんなことは決して思っていないから、決してこういうことにならないように、特に文書管理についてはしっかりと、やはりこれからの中で、歴史的なものもありますし、これからのさまざまな検証する場合、振り返る場合必要な書類ですので、文書管理についてはしっかりしていきたいという思いでこの提案をさせていただいております。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 町長、わかります。今の町長の言葉から反省の言葉まで出てきた、そして道義的責任があるからこうやるんだと、それは本当にわかりますよ、気持ちもね。町民もこの放映されているのを見て、ああそうだなとは思っていると思います。だけれども私とすれば、これは町長は町長の考えでそういうことを出してきたけれども、今までこの議会の場において、これだけの問題、いろんな問題が出てきました。それでも、その追及をされなくて責任も感じないでやめていった人たちもいるんですよ。そういうのから見ればね、それは町長が言ったように金銭の額ではないというものの、私は町長がそこまで道義的責任を感じてこうやって反省もしていると、ここまで立派に言って条例もつくろうとしている。その上で、何もここで20%下げたから形がとれるかもわからないけれども、そういうのも無理やり押し切る必要もないと思いますよ。堂々と今のように私きっかりとやるんだというので、その意気込みで進んでいけば、何もこういう議案を出す必要がない。私はこれは不必要だと思います。私はこれは反対ですよ。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。（「（聴取不能） から大丈夫です」の声あり）

○13番（芳賀 潤君） 今の町長の答弁で町長の心のうちを聞いたときに、なるほどなという感じはします。でも私は、そういう言葉をきちっといろんな機会でなかなか町長さん、そういう話をする前に感情が高ぶるのかわからないけれども出てしまう言葉もあって、それに困惑する住民があったり、上手に報道に取り上げられてしまったりということを感じます。私は、そういう意味では、今回の事案に関しては道義的責任を今回とられるという理由で提案なさっていますけれども、社会的責任というのは結構、果たしているという表現もあれなんですけれども、かなり矢面に立って、住民に迷惑をかけたということを幾度となく謝罪している姿を見て、文書管理条例だったり取扱規程だったり。議会と行政というのは両輪であって、議会の執行をチェックするのは行政だと。今回出たものに関して、本当にそれが減額ということだからいいようにも感じるかもわからないけれども、これ本当に可決していいのかなという不安なところがあって、私は聞いているんですよ。大概なことには賛成をずっとしてきましたけれども、今回の件に関しては本当に自問自答しながら、額の話ではなくていろんなものの、世の中だったりいろんなものを考えたときに、本当にこれをいいのかなということで、今でも悩んでいるんですよ。ただ、ここでストップするわけでもないし今後もあるし、12月、3月に向けていろんな事務、そして今復興の本当に最終盤であるといういろんな状況の中でこういう

問題、本当に御苦労されているとは思いますが、いいです。採決しますか。

○議長（小松則明君） 長いですか。佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） 先ほどの町長の答弁の中で、過去にも例えばワクチンの問題があったり、あるいは教育委員会等の金銭の支払い等々、いろいろ問題あったと思うんですけども、今回のことに関しては、町長が直接関与しているということでこの提案をしてきたという御説明があったと思うんですけども、問題はそういうところじゃ恐らくないだと思います。お金の話、法的な話をするのであれば、冒頭に東梅議員から話ありましたとおり、そっちのほうがかもししたら重要と見る人もいるかもしれないという中で、今回の件はやはり町長も最終的にはお認めになっているとおり、裏づけとなる例えばメモであっても廃棄してしまうということはやはり問題であったということを、町長自身があるいは町職員自身が、皆さんが認めること、そして我々議員もこういうやり方でこの検証については承認したんだということを認識すること。それと、証拠となるメモ等を廃棄したというのはまた別の問題ですけども。それを町民に、町長なりの思いを確実に伝えるということが重要であって、ここで道義的責任という名のもとに給与減額するというのは本質じゃないなという気がします。

意見があれば。なければそのままよろしいです。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第82号町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立少数であります。よって、本案は否決されました。

○

日程第5 議案第83号 工事請負契約の締結について

○議長（小松則明君） 日程第5、議案第83号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 1、契約の目的。大槌町浪板地区、吉里吉里地区、赤浜地区、安渡地区及び小枕・伸松地区外第1期工事。

2、契約の相手方。前田・日本国土・日特・パスコ・応用地質大槌町浪板地区、吉里吉里地区、赤浜地区、安渡地区及び小枕・伸松地区ほか復興整備事業共同企業体。共同企業体代表者、宮城県仙台市青葉区二日町4番11号、前田建設工業株式会社東北支店、執行役員支店長 五十嵐勝美です。

今回変更する事項は契約金額でございます。変更前の契約金額358億1,546万2,710円を4億6,058万7,390円増額して、362億7,605万100円に変更しようとするものです。

次のページをお開きください。

仮契約は平成30年8月1日となっております。

次に、参考資料をお開きください。

変更内容は、詳細設計成果を反映した請負額の変更及び物価、賃金水準の変動による請負額の変更です。対象範囲を明示した位置図を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第83号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

11時10分まで休憩いたします。

休 憩

午前11時00分

○

再 開

午前11時10分

○

日程第6 議案第84号 財産の取得について

○議長（小松則明君） 日程第6、議案第84号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 1、財産の品名。大槌町災害公営住宅買取事業（町方地区）災害公営住宅その4。

2、取得する財産。災害公営住宅23戸及び附帯施設（平面駐車場・外部物置等）。

3、取得の方法。随意契約。

4、契約金額。4億1,949万7,920円。

5、契約の相手方。岩手県盛岡市向中野二丁目1番1号、大和ハウス工業株式会社岩手支店、支配人 櫻下 信。

次のページの資料をお開きください。

物件種類、災害公営住宅。戸建て3DK11戸、木造2階建て。戸建て4DK3戸、木造2階建て。長屋2DK（A）5戸、木造平屋。長屋2DK（B）4戸、木造平屋。附帯施設として、外部物置9カ所、平面駐車場9台分、外構工事一式です。

位置図を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。東梅 守君。

○7番（東梅 守君） この災害公営住宅の買い取りに関しては特段ございませんが、関連して質問いたします。この災害公営住宅は来年3月入居予定なんですけど、最終の災害公営住宅完成の見込み予定を教えてください。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 現在の予定では、来年の10月でございます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 何でこれを聞くかということ、過日の報道で、隣の釜石市では災害公営住宅に一般の入居を進めたいという報道がなされました。このことを受けて、大槌町ではまだ応急仮設住宅に住まわれている方がいるので、その人たちの行き先が決まらない間は貸し出すことはできないという以前の答弁もありました。そのことを受けて、釜石市が既に打ち出したことを考えると、この10月をめどに大槌町もその方向性を早目に示す必要があるんじゃないのかなと。なぜそれを言うかということ、大槌町内で今応急仮設で目的外使用で住んでいらっしゃる方たちが、果たしてこの先災害公営住宅に入るのかどうかということ、思っているわけです。もし入れないとなれば、いち早く打ち出した釜石市に近い関係上、移転する可能性も出てくる。それをやっぱり避ける必要があるんじゃないのかなというところから、早目にその方向性を大槌町も示す必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 現在災害公営住宅は23戸あいています。公営住宅担当としては、この23戸あいているという中においては随時募集しているんですが、一般化というのは当然やりたいのはやまやまです。収入見込みが1軒当たり100万円違いますので、当然あいているのと入っているのでは違うので、入れたいのはやまやまです。

その片方で、仮設住宅の中でまだ行き先が決まらないという方が十何人、ちょっと数はあれですけれども、世帯が残っているという中で一般化すると、そうでない被災していない方が入ってしまってその方々の行き先がなくなる可能性もあるという中においては、まずその意向がある程度きちっと決まらないと、なかなか一般化するのは難しいのではないかなと考えてございます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） なので、いまだに行き先が決まっていない、どうするか決めかねている方がいらっしゃるところがあるというのは、重々承知しております。ただ、やっぱり今復興局長がおっしゃるように、空き室をそのまま抱えていることがいいことなのかどうかということも踏まえながら、また、最終が来年度の10月というタイムスケジュールが見えているわけですから、ぜひこれに合わせた形で、もしその時点であきがあるのであれば一般の募集もかけますという方向性を示すことが大事なのではないかなと思うわけです。その辺を検討した上でぜひ発表していただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 実際来年の10月に残っている住宅というのは安渡の区画整理地内の災害公営住宅、これが2棟になるか1棟になるか、今ちょっと見込みの中ではまだはっきり決まっていないんですけれども、その部分と、あとは北側斜面の災害公営住宅で、ほぼほぼそれ以外は今年度中に決まりますので、住宅課としてはやはりそこをきちっと決めて、早いところ一般化したいという気持ちは大いにあるので、今年度後半にそういったものは検討していきたいと考えてございます。

○議長（小松則明君） 前向きにお願いいたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第84号財産の取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第7 議案第85号 町道の路線認定、廃止及び変更について

○議長（小松則明君） 日程第7、議案第85号町道の路線認定、廃止及び変更についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 別紙をお開きください。

認定する路線、吉里吉里駅前線、高清水6路線、臼澤高清水線の3路線です。廃止路線夏本公営住宅2号線です。変更する路線、沢山挟田線、夏本公営住宅1号線、安渡11号線の3路線で、沢山挟田線、夏本公営住宅1号線は起点を変更するもので、安渡11号線は終点を変更するものです。

認定路線図2枚と路線廃止図、路線変更図2枚を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） この新設する4063号についてお尋ねします。

これはこの間説明がありました人道橋にかかわる部分を新たに認定するものだと思いますが、ついこの間入札があったように聞いております。結果がちょっと思わしくなかったということも聞こえてきておりますが、そのことを踏まえた中での今後の見通し等をちょっとお聞きしたいのであります。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○環境整備課長（遊田啓悦君） 4063については、議員おっしゃるとおりに臼澤人道橋を設置するルートでございます。おっしゃるように入札はちょっと不調ございまして、今中身の精査をして再入札をしていくということになります。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） わかりました。精査をした上で早く決まればいいがなと思います。そこで、この部分なんですけれども、橋の部分はわかります。河川堤防の部分も何メートルかこの町道認定になっておりますよね。本来であれば、無理な話になると思うんですが、これ河川堤防もちょっとした中で認定できるところはした中で、整備していくこ

とも必要なんじゃないかなと思います。確かに大雨等のときは河川堤防に近づくことはよくないことなんでありますが、整備しておいた場合、何かと便利なところもあるのではないかなと考えております。例えば、津波等が来たとき、町道だけに逃げるわけにいかないから河川堤防の上流部を急いで逃げるとか、そういう場合も舗装化が例えば望まれるわけですが、なかなか岩手県との協議の中で難しいというのを理解できます。今回この一部分を町道認定するに当たり、岩手県との間ではスムーズに話は通ったと思うんですが、今後の一部分的な堤防の町道化というのは、これがまれなケースであって、まず考えられないということなんでしょうか。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○環境整備課長（遊田啓悦君） 議員の御質問にあったように、堤防の一部については県と協議をして、人道橋を通して堤防の一部を舗装して歩道ということでございます。これらについては、考え方としては三枚堂大ケロトンネルの開通を見込んで、あとは大槌病院等もありますんで、そういう歩道を設置していくという考え方のそういう位置づけで決めているルートでございます。今後のことについては、おっしゃるように一部舗装になれば残りは砂利でございます。私も住んでいる小槌の第8からこの部分は砂利でございますが、それはトンネルの開通と今後のいろいろなルートの利用者等を見ながら、検討していくということになっております。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第85号町道の路線認定及び廃止についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第8 議案第86号 平成30年度大槌町一般会計補正予算（第3号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第8、議案第86号平成30年度大槌町一般会計補正予算（第3号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 議案第86号平成30年度大槌町一般会計補正予算（第3号）を定めることについて説明いたします。

予算書1ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正。歳入。

9款地方交付税1項地方交付税、補正額1億1,378万5,000円の減は、町税収入の増加及び平成29年度の過大交付に伴い平成30年度の普通交付税額が22億4,081万9,000円となり、1億3,758万1,000円の減となっております。また、震災復興特別交付税は今回の復興交付金事業の財源であります。

13款国庫支出金1項国庫負担金、補正額3,000円は、平成29年度の事業費精算に伴う過年度分低所得者保険料軽減負担金であります。

2項国庫補助金、補正額131万9,000円は、個人番号対応に係るシステム改修に伴う番号制度導入支援事業補助金等であります。

3項委託金、補正額32万4,000円は、国民年金事務委託金であります。

14款県支出金1項県負担金、補正額1,000円は、平成29年度の事業費精算に伴う過年度分低所得者保険料軽減負担金であります。

2項県補助金、補正額106万7,000円の減は、今年度の実績見込みに伴う子供・子育て支援交付金の減であります。

3項委託金、補正額69万6,000円は岩手の復興教育学校推進事業委託金であります。

17款繰入金1項特別会計繰入金、補正額519万1,000円は、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計からの平成29年度決算に伴う特別会計繰入金であります。

2項基金繰入金、補正額42億6,428万円は、今回の補正財源とする東日本大震災復興交付金基金繰入金及び普通交付税の減額に伴う財政調整基金繰入金等であります。

18款繰越金1項繰越金、補正額1億1,935万8,000円は、今回の補正財源とする前年度繰越金であります。

19款諸収入4項雑入、補正額422万1,000円は、後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金返還金であります。

20款町債1項町債、補正額119万2,000円の減は、大槌駅観光交流施設整備事業債及び臨時財政対策債の確定に伴う減額であります。

2ページをお開きください。歳出。

各款各項におきまして、人事異動等に伴う人件費の補正があります。

1 款議会費 1 項議会費、補正額878万4,000円は、人件費となります。

2 款総務費 1 項総務管理費、補正額1,018万7,000円の減は、大槌駅観光交流施設に設置するひょっこりひょうたん島の登場するキャラクターの製作、設置委託料及び三陸鉄道株式会社出資金等であります。

2 項徴税費、補正額65万3,000円は、人件費であります。

3 項住民基本台帳費、補正額392万9,000円の減は、人件費であります。

4 項選挙費、補正額 3 万9,000円も人件費であります。

5 項統計調査費、補正額672万2,000円の減も、人件費となります。

3 款民生費 1 項社会福祉費、補正額919万4,000円は、過年度精算に伴う国県補助金等の返還金であります。

2 項児童福祉費、補正額1,502万2,000円は、平成29年度事業費精算に伴う子どものための教育・保育給付費過年度返還金等であります。

4 款衛生費 1 項保健衛生費、補正額24万6,000円の減は、人件費であります。

2 項清掃費、補正額56万5,000円も人件費となります。

6 款農林水産業費 1 項農業費、補正額514万7,000円の減は、新山牧場運営組合の備品更新などに対する補助金及び人件費となります。

2 項林業費、補正額659万6,000円の減は、人件費であります。

3 項水産業費、補正額447万5,000円は、平成29年度漁業集落排水処理事業特別会計の決算に伴う特別会計繰出金の減及び人件費となります。

7 款商工費 1 項商工費、補正額999万9,000円の減は、人件費であります。

8 款土木費 1 項土木管理費、補正額1,931万9,000円も、人件費となります。

4 項都市計画費、補正額877万円の減は、平成29年度下水道事業特別会計の決算に伴う特別会計繰出金であります。

9 款消防費 1 項消防費、補正額228万3,000円は、防災無線移動系基地局設備移設工事等であります。

3 ページをお願いいたします。

10 款教育費 1 項教育総務費、補正額555万2,000円は、人件費等であります。

2 項小学校費、補正額83万5,000円は、吉里吉里学園のW i F i 導入支援業務委託料等であります。

3 項中学校費、補正額66万5,000円は、吉里吉里学園のW i F i 導入支援業務委託料

等であります。

4 項義務教育学校費、補正額40万1,000円は、いわての復興教育学校推進事業に係る秋田県大仙市太田中学校との交流事業経費であります。

5 項社会教育費、補正額2,558万3,000円は人件費であります。

6 項保健体育費、補正額51万4,000円は給食費徴収システム導入支援業務委託料等あります。

15款復興費 1 項復興総務費、補正額41億6,171万1,000円は、復興交付金事業の完了及び進捗状況に伴う復興交付金の国庫返還金等であります。

4 項復興農林水産業費、補正額600万円は、源水ふ化場施設の改修に伴う基本設計業務委託料であります。

6 項復興土木費、補正額1,474万1,000円は、詳細設計精査に伴う寺野線橋梁整備工事であります。

7 項復興都市計画費、補正額4,695万9,000円は、赤浜地区防災集団移転促進事業に伴う各種工事等であります。

8 項復興用地建築費、補正額332万7,000円は、防集事業等に伴う用地買収費及び物件補償費であります。

12項復興支援費、補正額432万3,000円は、仮設店舗の改修設計業務委託料及び仮設団地附属設備等撤去工事であります。

4 ページをお開きください。

第2表繰越明許費。追加。款、項、事業名、金額の順に読み上げをいたします。

8 款土木費 2 項道路橋梁費、小鎚線道路改良事業、1 億2,985万3,000円。

15款復興費 6 項復興土木費、寺野線橋梁整備事業、2 億5,134万1,000円。

工期が翌年度に及ぶことから繰越明許費を設定するもの2件であります。

5 ページをお願いします。

第3表地方債補正、変更。起債の目的、補正前限度額、補正後限度額の順に読み上げをいたします。なお、起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様のため、省略させていただきます。

大槌駅観光交流施設整備事業、3,330万円、3,930万円。

臨時財政対策債、1 億6,264万6,000円、1 億5,545万4,000円。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

4ページをお開きください。第2表繰越明許費、追加。進行いたします。

5ページに入ります。第3表地方債補正、変更。進行いたします。

8ページをお開きください。歳入。9款地方交付税1項地方交付税。進行いたします。

13款国庫支出金1項国庫負担金。進行いたします。

2項国庫補助金。進行いたします。

3項委託金。進行いたします。

14款県支出金1項県負担金。

9ページに移ります。2項県補助金。進行いたします。

3項委託金。進行いたします。

17款繰入金1項特別会計繰入金。進行いたします。

2項基金繰入金。進行いたします。

18款繰越金1項繰越金。

10ページに入ります。19款諸収入4項雑入。進行いたします。

20款町債1項町債。

歳出に入ります。

1款議会費1項議会費。進行いたします。

2款総務費1項総務管理費。東梅 守君。

○7番（東梅 守君） この委託料のところでお尋ねをいたします。

総務管理費の13節の委託料、大槌駅観光交流施設キャラクター製作・設置委託料600万円というところをお尋ねいたします。

これは過日の全協でも提案されましたひょっこりひょうたん島のキャラクターを駅に設置するというものでありました。ただ、私が思うに、その説明のあった人形劇に使われた大きさ45センチから60センチでは、どう見てもインパクトが足りない。それから、訪れた人に知ってもらう意味でも、小さいものでは目立たない。そういうことから、原寸大と言えおかしいですけれども、人形劇で使われたものだから原寸大といえ45から60なんでしょうけれども、人間と比較したときにそれに準じた形のキャラクターを設置したほうがいいのではないかと。それから、何でひょっこりひょうたん島のキャラクターなのかもちっと説明した上で、どういう、先ほどの委託する観光協会さんとの話にもあったように、まだ駅自体のどういう進め方をしていくかがはっきり答弁の中でも

見えてきていない中で、この600万円を使って人形だけを先にとというのは、何か釈然としない。その辺の、その全協を受けての検討があったのか、なかったのか、その辺をお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 総合政策部長。

○総合政策部長（齋藤正文君） まずサイズの件でございまして、インパクトという話をいただきましたけれども、こちらにつきましても検討いたしましたけれども、費用的な課題もございまして、あとは大きくすると圧迫感もあるということ、あと、何よりあらかじめ製作者側に大きくできないのかというサイズの話も技術的なアドバイスもいただいたところであったんですけども、もともとが操り人形という造形であるという性質であることから、サイズを大きくし過ぎてしまうと実は構造的に弱くなってしまいうお話がございまして、なかなか大きくすることは難しいということで考えておりました。ただし、例えばキャラクターによっては、ある程度大きな台座に置かせていただいて目立たせるとか、もしくは確定ではないですけども、案としては天井のほうからつるして目立たせるといったようなやり方を現在検討させていただいております。できるだけインパクトのあるようなやり方は工夫していきたいと考えております。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 恐らく駅がひょっこりひょうたん島をモチーフにした形だから、どうせならそこにキャラクターを置いて、観光のスタート地点にしたかったんだろうなと、私も思っています。ただ、やっぱり外から来た人たちに多く知ってもらう意味では、やっぱり45センチ、60センチというのはどうしてもインパクトに欠けるんじゃないのかなと感じるわけです。どうせ大槌を売り出すつもりであれば、ある程度の予算をとって、きちっと、駅だけではなくて町全体をどう売り出すのかを考えた上で検討すべきだったんじゃないのかなと。駅だけそれでいいのかという話ではないんじゃないのかなと。全体で、例えばある蓬莱島までつなげるコースを設定した上で考えると、議員控室でも同僚議員から多くの意見が出されています。そういったものをもう一度検討した上で、これは提案してもよかったんじゃないのかなと私は感じています。ぜひこれは同じ観光として売り出すつもりなのであれば、きちっと予算をつけてやってもいいんじゃないのかなと。町民の納得を得られるものにしなければいけないと思っていますので、600が大きいのか小さいのかは別にして、きちっと観光の目玉になるというものにしなければ、きっと訪れた人にとっては余り感じるものがないのかなと。それであれば、中央公民館の

玄関に行けばありますよ、人形。あそこに案内すればいいだけの話になってしまう。そうじゃなくて、やっぱり大槌町として本当にNHKさんと連携しながらこのひょっこりひょうたん島を観光としたいのであれば、その辺を考えた上できちっと予算づけして、どういう方向性に持っていくかを示すべきだと思うんですが、その辺の考え方についてお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 総合政策部長。

○総合政策部長（齋藤正文君） 御指摘もいただきましたとおり、もともとひょっこりひょうたん島のキャラクターを設置するというのは、大槌駅の昨年度のデザイン総選挙でひょうたん島をモチーフとしたデザインに決定したことから、そのデザインとコラボしたキャラクターができないかということで、そういった職員のアイデアから出た話ではありますけれども、実はNHKエンタープライズさんとの現在の契約上、内容につきまして申し上げますと、キャラクターの設置場所につきましては、実は駅舎での使用に限るという契約と現行ではなっております、駅とのコラボということでそのようになって、NHKエンタープライズさん側からも、駅という公共的な場所であるならばということで協議が整っていたものでございます。しかしながら、キャラクターの設置の企画につきましてはただいま御指摘もいただきまして、各所からも町側の想定以上に非常に前向きに御意見もいただいていると感じているところでございますから、今回の設置につきましては開業の期限もある中でございまして、現行の契約の範囲内とならざるを得ないところではございますけれども、今後はNHKエンタープライズ側とも協議を行って、設置可能な場所を駅以外にも拡大できないかといったようなことも前向きに検討していきたいと考えております。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） その中で、駅への設置というのはいいんですよ。別に町内にあちこちにその人形を設置しろと私は言っていないです。ただ、町内全体をそういうコンセプトのもとにできたらいいわけですよ。だから、例えば末広町を歩いていたらいきなりドン・ガバチョがあらわれたとか、安渡に行ったら、何でしたっけ、キャラクターでいうとちょっとど忘れしましたがけれども、虎舞にちなんだね、出てきてもいいだろうし、そういう実物の人間が着ぐるみで出てきてもいいわけですよ。ただ、人形の設置は駅というエンタープライズさんとの契約があるのであれば、それはそれでいいと思うんです。ただ、そのものもきちっと人形の大きさであるとかも検討した上で交渉する余地はある

だろうと私は思うわけです。ぜひその辺を、NHKさんともうちよつと詰めた中でやっていただきたいなど。

それからもう1つは、観光を考えたときに、本当にこのままひょっこりひょうたん島で突っ走るとかどうか、その辺も再度検討した中で進めてほしいなど。ちょっと早くこの提案を出し過ぎたのではないのかなと。もうちょっと議論する余地があったのではないのかなと感じております。その辺もし、これをこのまま進めるつもりなのか、もう一度検討するところに戻るのか、その辺の答弁を願います。

○議長（小松則明君） 総合政策部長。

○総合政策部長（齋藤正文君） 確かにさまざまな御意見を今いただいたところではございますけれども、昨年度のデザイン選挙で町の皆さんとデザインということで選挙いただいた結果で、やはりひょうたん島の人気とかイメージについては非常に根強いものがあるなどというのは感じておりますし、毎日の防災無線を通じたお昼のチャイムなどでも、広く親しまれているところもありまして、ひょうたん島のキャラクターのほうで進めさせていただきたいというふうには考えております。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） いろいろ話考えてみて、あちこち歩いて聞いてみました。今部長さんが言ったように、エンタープライズとの協議の中で駅舎の中に置くとか、それは私は見たわけでもないし誰が出張していったかもわからないし、いずれにしても、せっかく駅がひょうたん島を背景にした駅にして、そして交流人口拡大だ、拡大だといって45センチかそらの人形をぶら下げたとか何とか、そういう問題じゃないと思いますよ。やはり大槌町に人をどんどん入れなきゃならないんだと。そしてましてや、何というんだべな、タレントの人たちが赤浜まで来て島を見たり、ああいうのもあるからね。同じお金をかけて人を集めるなら、交流人口にも役立つなら、やはりこれは45センチの人形をつくったからいいじゃなく、やはりそれを使って、さっき同僚議員が言っているように、例えばおしゃっちに置くとか、いろんなところに、組合のほうにも置くとか、そういうのをやって、スタンプラリーをさせながら本家本元のひょうたん島まで案内をさせるような方法をとるとか。やはり45センチではアピールも私はできないと思いますよ。同じ金をかけるなら、思い切って等身大をつくって、観光客が来たら一緒に写真を撮れるような考えを持つとかね。役所の総合政策の中で、こういう話があったから、ではその人形をやるかと、それだけでは私は足りないと思いますよ。同じやるのなら、やっぱ

りいろんなところにもアピールするように、そしてああいうテレビ局から見に来る人たちがいるんだから、そういう人たちにぜひ、こういうのも設置したからまた観光に協力してくれないかという、そういう連絡するとかね。そういう方法をとれば、今の部長さんが言っているように45センチの人形で駅舎はどうでこうで、だとしたら城山にあるのはどうなんだと、いろいろ小言も言いたくなるのさ。もう少し前向きに持って、予算も使うときは使って、やっぱりアピールすべきじゃないかと思えますけれども、部長さんどうですか。

○議長（小松則明君） 総合政策部長。

○総合政策部長（齋藤正文君） 観光と交流人口の拡大という面で、お話をいただきました。要はどのようにあれを生かすのかというお話だと思いますので、そちらについては今後検討させていただきたいと考えております。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 議員になったころから、検討というのはそこから動かないんだと。私は十何年もやってきて、それから全然抜けないんだよね。確かにそうだなとは思いますが、やはりもう少し前向きに、今東梅議員が言ったように、これは何もばたばたここで600万円使って著作権とその人形をつくって、その600万円をやるから何とかやらせると、そういう問題じゃないと思いますよ。もう少し考えたほうがいいと思いますよ。再度検討、俺から検討と言うのもあれだけれども、もう少し考慮して納得のいくように、せっかく駅をひょうたん島にしたんだから、せめてあそこの赤浜のひょうたん島まで行ったら、ようこそいらっしゃいましたとガバチョでも出てくるような人形を置くとか、例えば駅前に置くとか、そういうのでいろんな大槌町のいいところを見せるようにして、道先案内人につくるとか、もう少しやっぱり考えるべきだと思います。どうですか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤舘和彦君） ありがとうございます。

駅については開業が決まっていますから、ある程度のことはやってこなきゃならないということで、もともとあれは操り人形ですから、そんな大きくなったら余り、かえってびっくりされるのかなというところもありますが。ただ、これは著作権の関係もあって、NHKのほうとの交渉次第ということもあります。だから、我々もできることを考えて、もう少しいろんなことを考えていかなきゃならないなとは思っていますので、参考にさせていただいて検討したいと思えます。

○議長（小松則明君） 3回目。金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 確かに副町長さんも、俺の出番かと思って出たかもわからないけれども、私は津波の前まではひょうたん島のレコードも持っていた。NHKからその時代にとったやつでね、それも持っていたけれども、そういう思い入れがあるんだけれども、私としては本当はここは別な駅が欲しかったけれども、だけれども町民が選んでひょうたん島になった。町民がまず主体としてできたのがここだから、もう少しやっぱり行政としても、小さなもの、このくらいでやって失敗作作りたくないと思っているかもわからない。だけれども、そこからやっぱり、人を呼ぶためには投資しなきゃならないのさ。藤原三代じゃないけれども、あっちのほうに例えばとりでをつくったと、何億もかけたと、ところが半年でそのお金が返ってきたと。それくらいやっぱりかけてとらなきゃならないからさ、ここで500、600使ったとではこうだより、将来を考えてもう少しかけるべきものにはかけて、役所から退職した人で建設業の親分やっていた人から言わせれば、これからもう何もやることなくなったと、観光を何とか引き伸ばしてくださいと、そして大槌に交流人口をもっとふやさせてくださいと、そういう話もあります。同じあなた方のOBからもそういう声が出ているんですよ。だからもう少し考えて、やっぱり移ってもらいたいと思います。これはだからここですぐ600を決めるのではなく、もう少し考えてこれは進めていただきたい。何も駅が開業するからすぐそこに600万の著作権含めて人形を置くとか何とかというそういう短絡的な考えを持たれると、やっぱり私とすれば、ちょっと部長さん、それはないんじゃないかなと。将来のことを考えて、今後何年もこれから続くことを考えて、私はそれをやっていただきたいと思いますよ。もう少し考えてください。町長どうですか。町長から聞くべし。

○議長（小松則明君） _____

○町長（平野公三君） ありがとうございます。

今回の視点は先ほど東梅 守議員のお話があったところで、駅の格好から出ているので、3月23日に開業するのに合わせようと、だからインパクトあるものということで、皆さんのほうは、小さ過ぎてインパクトがという話もあったり、さまざまなことがあったんじゃないかなとは思いますが。大きくいろいろと御意見いただく中には、やはり全体を見た、駅だけではなくもっと動線も含めて、ひょっこりひょうたん島のモデルとなった蓬莱島までの動線も含めて考えたほうがいいんじゃないかという話ですので、全体的には交流人口の拡大は標榜していますので、それ自体きちんと考えると。ただし、今の

部分で駅ができ上がるというのは決まっていますので、ぜひその部分については、もう一度このキャラクター設置については、サイズも含めて、今600万と計上はしていますけれども、予算は予算として、また内容についてはちょっともう一度考えさせていただきたいと思います。ただ、言えるのは、そういう思いはあるんですが著作権の関係があって、その辺の取り扱いは先ほど課長がお話ししたとおり強度の関係とか、さまざまあるやに聞いていますので、こちらの思いで3メートルも4メートルもという思いはありつつも、そうはなかなか難しいとかあるんじゃないかなと思いますので、私とすれば、やはりひょうたん島のあの大きさに合ったとなれば、そのサイズがあるんじゃないかなと。そういうために御意見をエンタープライズのほうからいただいたんだと私は理解をしました。私は大きいのは好きですので、でかければでかければいいなと思いましたが、経費の関係とかさまざまなことがあってこのサイズになったことは理解をしていました。また、全体の数ではないので、ほんの一部が今回キャラクターとして設置したいということもありますので、またこれについては会議を含めて、これで進めたいとは思いつつも、もう一度再考についてはちょっと考えさせていただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 質問を受ける前に、_____と申しました。ところが、私ずっと考えているうちに_____ということが失言として出てしまいました。これを削除お願いいたします。失礼いたしました。これからはちゃんと前向きに進行にのっかってやりますので、御容赦願います。

質問を受けます。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 私の質問はもっと別のところにあつたんですけれども、この話が出たので、これに関して話します。

今議員の皆さんが心配しているのは単なる開通のイベントで終わるのではないかというのを危惧しているわけです。どうせ交流人口、駅だけじゃなく行くということで、あといろんな提案、考えをもう一度しっかり聞いてほしいという、そういう願いであります。それから、安渡地区、ひょうたん島に行く間には、いろんな加工場等もあります。そういう加工場等とも協力を求めて、工場内見学、製品のアピール、こういうことも考えられるのではないかなと思います。そういう動線をしっかり考えてほしいと思いますが、もう一度ちょっとお尋ねします。

○議長（小松則明君） 総合政策部長。

○総合政策部長（齋藤正文君） おっしゃるとおり単なる駅をつくって終わりというので

はなくて、やはり内部のほうでも、それをどうストーリーづけて町の活性化に生かすのかというのが大切だと内部でも当然議論は行っておりますので、御意見を踏まえながらしっかりと考えていきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 私の質問はもう1つ、今一般管理費ということで、職員手当と職員の関係でちょっとお尋ねしたいんですが、今テレビ等で障害者雇用についていろいろ問題視されているところでもありますけれども、当町での雇用状態についてお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 障害者雇用促進法に基づきまして、職員数の一定割合に相当する方の障害者の方々を雇用することが当然義務づけられてございます。割合につきましては、事業主区分によりまして法定雇用率というものが定められておりまして、国、地方公共団体は2.5%となっております。ちなみに民間企業であれば、30年4月1日以降からは2.2%という率が適用されているという状況でございます。毎年、6月時点で岩手労働局から雇用状況の調査が行われております。本年度は、大槌町におきましては4人ということで報告をさせていただいております。ただ、これを法定雇用者数というものに換算した場合、大槌町では4.5人が法定雇用者数となっております。0.5人、実質的には1人分が不足しているという現状になってございます。ちなみに29年度、今年度はクリアできておりませんが、29年度以前はクリアができていた状況でございます。今年度1名の臨時職員の方の退職に伴いまして、この4.5人という法定雇用者数をクリアできていないという現状でございます。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

12ページに入ります。2項徴税費。進行いたします。

3項戸籍住民基本台帳費。進行いたします。

4項選挙費。進行いたします。

5項統計調査費。進行いたします。

13ページに入ります。3款民生費1項社会福祉費。進行いたします。

2項児童福祉費。進行いたします。

14ページ上段まで進行いたします。

4款衛生費1項保健衛生費。進行いたします。

2項清掃費。

15ページに入ります。6款農林水産業費1項農業費。進行いたします。

2項林業費。進行いたします。

3項水産業費。東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 農林水産業費のところでお尋ねをいたします。

けさも北海道の地震ありました。それから、いろんな豪雨もありました。そんな中で、漁業者の方から言われたのが、大雨が降って洪水になると養殖棚からいろんな形で被害を受けると。要は何かと言うと立木ですね。これの処理に大変な時間と労力を使っていると。これは、県との協議になると思うんですが、この辺の対策についてどのように担当課は捉えて行っているのか、お尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小笠原純一君） お答えいたします。

まず、養殖の成果品といいますか生産物の部分に関しましては、それぞれ共済に加入していただいて、損失した部分は補填をしていただくという形になってございます。その掛金につきましては町のほうで独自にかさ上げの補助等行って、生産者の負担の軽減を図るということを現在進めているところであります。また、台風、雨等によりまして出水によって河川からの立木等の流入等に関するごみに関しましては、漁協あるいは生産者の協力をいただいて、まずは引き上げの作業を行うというのが一つ、あとは引き揚げた後の残渣につきましては、県と協議をして処理をするという対応をしております。結論からいきますと、実際、現状で流れ出てしまうものの、抑止に関しましてはやはり定期的な河川あるいは用水路等の環境維持といいますか、そういったところの取り組みによって、極力そういった流出を抑えるという取り組みを進めている状況であります。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 農林ということで、浪板地区にもよく目立ってきたんですけども、ナラ枯れ、これがかなり広がっているような感じですが、これの対策を。（「もう一度どうぞ」の声あり）ごめん、農林水産だった。じゃあ後で聞きます。

○議長（小松則明君） 午後1時20分まで休憩いたします。

休 憩

午後0時00分

○

再 開

午後1時20分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

16ページ。7款商工費1項商工費。進行いたします。

8款土木費1項土木管理費。進行いたします。

4項都市計画費。進行いたします。

9款消防費1項消防費。進行いたします。

10款教育費1項教育総務費。進行いたします。

2項小学校費。進行いたします。

3項中学校費。18ページ上段まで。進行いたします。

4項義務教育学校費。進行いたします。

5項社会教育費。進行いたします。

6項保健体育費。澤山美恵子君。

○3番（澤山美恵子君） 給食費の13の委託料のところでお聞きいたします。この前の異物の混入がありましたけれども、野菜を洗うかご、プラスチックの異物混入でしたけれども、あれは長く使っていると劣化もするし、だから定期的に取りかえるということをしたほうがいいと思いますけれどもいかがですか。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（小石敦子君） おっしゃるとおりでありまして、給食センターでは毎日チェックリストを使って、衛生管理チェックリストというこういう日常点検表という細かい分類であるんですが、それにも入っていますし、あとは毎週金曜日には、今度はさらに具体的な、これは数ページあるんですけども、こういったチェックリストを使って点検をしております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 私も委託料の給食費のシステムのことでちょっとお伺いします。これそもそも、議会の中でも何度かお話がありましたが、そもそもが自動振替みたいなものをする理由、それと手集金で今おおむね100%だと聞いているけれども、あえてそういうふうに切りかえざるを得ないというか、切りかえることに非常に不満なPTAさんもいるんですよね。何、手集金で全部集めているのに、何でわざわざすることがあると。過去というか今不納なものがあるのでこういうふうに切りかえるのか、じゃあその不納の分どうするのか、自動振替によって未収がふえるような気もするんですけども、そこら辺のお考えがあればちょっとお聞かせください。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（小石敦子君） 手集金というのをこれまでもずっとやってきました。ただ、やっぱり子供たちに現金を持たせてそして学校で出すというのは、なくしたりとか落としたりとかそういったことも学級集金でもございます。できるだけ子供たちにそういった現金というのを持たせないために、口座振替ということできちっと振替をお願いしたいところなんですけれども、確かにおっしゃいますとおり口座振替になりますと、そこにお金を入れないことには引き出せないわけで、そういった滞納というのがやっぱり課題になっているというところも全国的に聞いております。じゃあその滞納を防ぐためにどうしたらいいかということで、今こちらでも調べているところなんですけど、例えば、いつ支払いの日かというのを忘れてしまったりとか、意識しないで過ぎてしまったりとか、そういうのを防ぐためにそれぞれ学校の広報ですとか、あとは今学園ではメールも配信していますので、それに事前に入れますとか、いい形で滞納を防ぐ方法を考えていきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 現在の、ここ数年の滞納額とかがわかれば、あしたから決算委員会も始まるのでそのときでもいいんですが、大体どの程度滞納なさいている方があるのか。二、三十万のレベルなのか、二、三百万のレベルなのか、ちょっと全然把握し切れない。どの程度ありますか。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（小石敦子君） 今年度につきましては3件の滞納、そのうちの2件は少しずつ支払いますよということで動いております。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） 先ほど同僚議員から、給食の異物の関係でかごを定期的に交換したほうがいいんじゃないですかという質問をいたして、その答弁内容がちょっと違ったような気がするんですが。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（小石敦子君） 先ほどチェックリストとチェックの方法で終わってしまいました。そのチェックを通してちょっとでもふぐあいを見つければ、すぐに交換等いたします。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 同じ関連の質問です。ふぐあいを見つけたときに交換するのではなくて、劣化というのはどうしても物によっては劣化の仕方が違ってくるはずなんですね。だから点検は必要なのはわかります。ただ、ふぐあいが見つかったから交換するんでは遅いのではないのかなと。ある一定の期間を置いて、これはこのぐらいの頻度で劣化が進むから、それより少し早目に壊れる前に交換しましょうという形をとらないと、これはまた起きるのではないのかなと思うわけです。なので、ある一定の時期を定めて、壊れていなくても交換するというふうにするのがいいのではないのかなと、事故を防ぐために。ぜひそういう取り組みをしてほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（小石敦子君） 東梅議員のおっしゃるとおり、ふぐあいがあってからではやっぱり遅いと思います。そのとおり点検をきちっと強化していきます。

○議長（小松則明君） 進行いたします。19ページに入ります。

15款復興費1項復興総務費。芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 私の記憶違いであればあれなんですけれども、この復興交付金返還金40億。こういう科目を見るのが何かこう新鮮だというか初めてみたいな感じなんです。だんだん終盤戦に来て、交付金で協議して要求して獲得はしているものの、それこそ事業精査で終わったものとか返さなくちゃならない、それが積み上がった40億だということ解釈してよろしいんですか。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 今回の復興交付金返還金40億強ということになっていますけれども、これについては内訳といたしまして文科省のほうで1億2,000万ほど、3事業。具体的な中身を申し上げますと、小中一貫校の整備費、こちらと用地費、あとは吉里吉里中学校の仮設運動場、これらを合わせて大体1億2,000万円ぐらい。あとは、国交省分として町方地区の防集事業、こちらで使わなくなった金額、これが40億円ほどということになっていまして、トータル今回は4事業で40億強という形で返還をするということで考えております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君）きのう一般質問でもさせていただきましたが、例えば目的があつて交付金取りにいきますよね。それでここに余ったお金というか、整理すれば40億の財源がある。ところが、町方でも元地についてこれから整備してこれから協議するという

ものもあったり、いやこれはこの目的だったから、一旦返して、またそれはそれで協議してもらいにいくとか取りにいくということ、何かあるものをきちっと還元しながら町で運用というのはできないものなんですかね。ちょっとその会計のことちょっとわからないので、ちょっとお聞かせください。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） それぞれ使途協議という形で事業を実施するものと、あとは使途協議というのは帰還事業とかも含まれますけれども、そのほかに効果促進事業とかもございます。そういった中でひもづけされているもの、されていないものと流用等の対応ができるものとかというのがあるんですけども、今回の場合はもうほかのほうに流用財源として考えたい部分も一部はございましたけれども、使途がなくなったということで一時的に返還、そして跡地とかそういったものについて必要なところについては、また協議を整えて申請をしていくといった形をとりたいと考えております。

○議長（小松則明君） 及川 伸君。

○10番（及川 伸君） 今の芳賀議員の質問に関連して、確認のためにちょっとお伺いしますが、今の答弁だと目的内使用ということで認められるということで理解してよろしいでしょうか。

それから、各事業に関しては入札を行って事業を発注すると思っておりますけれども、その入札に当たって入札残というのが生じると思うんですが、そういう残に関してはどうされているのでしょうか。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） ただいま2点の内容について御質問があったと思います。

まず流用関係のお話だと思うんですけども、そちらについては大槌の場合は防集の場合、今回の場合ですと町方の防集事業ということになってはいますが、こちらについてはURさんのほうで執行される事業という形になっています。そのほかの吉里吉里とか浪板、安渡、赤浜とかにつきましては、町で独立して発注しているCM事業ということで整備されておりますので、そのところで一応ある一定の線引きをしているとお考えいただければと思います。

また、もう1点のほうですけれども、執行残という形にもなるんですけども、そちらにつきましても、当然町で設定する予定価格に対して実際応札をされたもの、CM事業とはいえ執行残が若干にしろあるわけですけれども、そちらについても集めて返還す

るものと御理解いただければと思います。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

4項復興農林水産業費。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 源水ふ化場改修設計業務委託料ということでお尋ねいたします。

ここ原水ふ化場は、震災後つくった新しい施設ではなかったかなと思いますけれども、その修理状況、どのようになるのかお尋ねしたいんですが。

○議長（小松則明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小笠原純一君） お答えいたします。

今回上がっておりますふ化場に関しましては、入り口付近にあります第一ふ化場、昭和63年に整備されたものでございますが、平成23年の東日本大震災によって被災をし、その後にサケ・マスの生産地震災復旧事業を用いて復旧したものでございますが、もろもろの水槽の腐食等によってまたその生産の機能の維持が難しくなってきたので、今回新たにまた改修をするものでございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 済みません。あそこら辺は随分新しいものとばかり認識しておりましたけれども、63年につくったやつですか。（「手前のやつですよ」の声あり）その辺ちょっともう一度説明お願いします。

○議長（小松則明君） ちゃんと説明していた。農林水産課長。

○農林水産課長（小笠原純一君） 失礼いたしました。

原水のふ化場におきましては、第一、第二とふ化施設が2カ所ございます。入り口付近の手前の施設に関しましては昭和63年に整備されたものでございますし、奥のほうにある第二ふ化場に関しましてはその後平成25年度に整備をしたものでございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 私も手前と奥の年代差というところを聞こうと思っていましたが、俊作さんが聞きましたので別のことを聞きますが、これは昨今のサケの稚魚生産をめぐっては、なかなか厳しい状況にあるということは承知していますが、この改修工事をすることによって、いつ完成して、いつからのふ化事業に使えるということなんでしょうか。

○議長（小松則明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小笠原純一君） お答えいたします。

現状としましても、実際サケのふ化事業は進めている、使われている状況であります
が、やはり水槽の材質がアルミということで、それが電飾によって今腐食で穴があき始
めていると。種苗生産の前段、作業される前にそれらを個々に補修はしているんです
が、その補修費が結構かかるということで、今回復興関連事業の国庫補助を活用して全
面改修したいと考えております。その期間については、工事に関しては平成32年度に
着工する予定であります、サケの種苗生産の事業に支障がないように生産時期を外す
ところで工事を進めていきたいと、このように考えております。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

6 項復興土木費。金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） この効果促進土木費のところ載っているこれには直接関係あ
りませんが、ちょっとつながりがあるんじゃないかなと、私とすれば認識不足か
もわかりませんが、道路のことをちょっと聞きたいんですけれども。

花輪田から寺野に行く山を削ったところの道路、あそこから下りに入っていったと
ころですね、津波後、あその道路がすごく波打っているわけだ。それであちこち継ぎは
ぎで舗装しているんだけど、救急車があそこを通るとき、救急車がいきなりのろの
ろと運転するような状態で、1分1秒を争う病人が行くときにああいう道路ではうま
くないんで、ここのやつには関係ないんですけれども、あの道路についてももう少し考
えるべきじゃないかなと思っているんですけれども、全面的にあそこには、寺野のほう
から出てくる昔からある沢から来る橋、カルバートか何か入った水門があるんですけ
れども、あそのところが余りにも道路の舗装状態がよくない。そういう緊急車両が通
るのにも、がたっとスピードを落として通らなければならないような表面になっている
と。そこで、もう少しあの辺を徹底して、きれいな碎石を入れるなら入れて、あそこ
を凹凸のない道路にしていきたいなと思っているんですけれども、あの辺について誰か
答弁できる人ありましたら。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○環境整備課長（遊田啓悦君） 議員おっしゃるように、現状はそういう状態ござい
ます。これはここの効果促進事業を使っていろいろな三沿道の工事とか何かが進んで、
ダンプでいろいろ傷んだ部分については切削なり削り取るなどして舗装を直すという
予定で事業は組んでございます。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君）　そういう状態で削りながら直しているのはわかりますけれども、何せ悪くなったところを削って、ただまた舗装して終わりだからね。あそこのカルバートの入ったところを、例えば前後50メートルくらいずつとかそういう方法であそこの道路をきれいに直さないと、いつでもあそこが凹凸のある状態で緊急車両が通ることになるんで、もう少し金はかかるとは思いますけれどもちゃんとした道路を整備していただきたいと思いますので、ぜひ検討をよろしくお願いします。

○議長（小松則明君）　進行いたします。この書いている項目について、少しずれがあるということですが、緊急車両という意味で今は通しましたが、できるだけ説明の内容についての質問をお願いいたします。

進行いたします。

7項復興都市計画費、20ページ上段まで。進行いたします。

8項復興用地建築費。進行いたします。

12項復興支援費。進行いたします。（「議長」の声あり）東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君）　21ページの給与費明細書なんですが、これ先ほど条例は否決されましたが、この字句の中で補正の「せい」が「整」、「正」統一になっていないと。こんな場所で言うのもあれなんですが、やはりこういうところからしっかりしましょう。そのことです。

○議長（小松則明君）　当局、これに対して。総務部長。

○総務部長（三浦大介君）　おっしゃるとおりでそのとおりでございます。「補正後」のほうで「整」になっておりましたが、これは正しくは「正」という字でございます。チェック、そのとおり肝に銘じてチェックするようにいたします。済みませんでした。

○議長（小松則明君）　今後、管理よろしくをお願いいたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第86号平成30年度大槌町一般会計補正予算（第3号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君）　起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第87号 平成30年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第9、議案第87号平成30年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（才川拓美君） 補正予算書の1ページをお開き願います。

今回の補正予算は、前年度繰越金及び国庫支出金等の精算に伴う返還金の計上が主な内容であります。

第1表歳入歳出予算補正のうち、歳入。

5款県支出金2項県補助金、補正額47万円の増は、特別交付金の決算見込みによる増額であります。

9款1項繰越金、補正額5,286万1,000円の増は、今回の補正財源とする前年度繰越金であります。

2ページをお開き願います。歳出。

1款総務費1項総務管理費、補正額47万円の増は、制度改正に伴う周知広報作成費用の計上による増額であります。

3款国民健康保険事業費納付金1項医療給付費分、補正額113万9,000円の増は、決算見込みによる増額であります。

9款諸支出金1項償還金及び還付加算金、補正額5,172万2,000円の増は、前年度国庫支出金等の精算に伴う返還金の計上による増額であります。

以上、平成30年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,333万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億2,178万7,000円とする補正であります。

御審議のほどよろしく願います。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。5ページをお開きください。

歳入。一括します。進行いたします。

6ページ、歳出。一括いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第87号平成30年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第88号 平成30年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第10、議案第88号平成30年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは、1ページ目をお開きください。

第1表歳入歳出予算補正です。歳入です。

5款繰入金1項他会計繰入金、補正額245万9,000円の減は、主に前年度繰越金を計上したことによる一般会計繰入金を減額するものです。

2項基金繰入金、補正額3,450万円の増は、復興交付金事業の増による東日本大震災復興交付金基金繰入金の増額です。

6款1項繰越金、補正額877万円は、前年度会計決算見込みに伴う前年度繰越金です。

8款1項町債、補正額420万円の増は、下水道事業債の増額です。

2ページ目をお開きください。歳出です。

2款下水道事業費1項下水道整備費、補正額1万1,000円の増は人件費です。

6款復興費1項下水道整備費、補正額4,500万円の増は、花輪田地区樋門・樋管排水路工事、新町末広町線污水管路新設工事及び物件補償費です。

3ページ目お願いします。

第2表地方債、補正です。変更です。

起債の目的、下水道事業債。補正前の限度額5億1,340万円を、補正後は420万円増額して、限度額5億1,760万円に変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と変更ございません。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,501万1,000円を増額し、歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ42億433万3,000円とするものです。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

3ページをお開きください。第2表地方債補正、変更。進行いたします。

6ページです。まだ言っておりませんです。歳入、一括いたします。進行いたします。

7ページ、歳出、一括いたします。進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第88号平成30年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第11 議案第89号 平成30年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正
予算（第1号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第11、議案第89号平成30年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは、1ページ目をお開きください。

第1表歳入歳出予算補正です。歳入です。

5款繰入金1項他会計繰入金、補正額278万2,000円の減は、主に前年度繰越金を計上したことにより一般会計繰入金を減額するものです。

2項基金繰入金、補正額1,275万円の増は、復興交付金事業の増による東日本大震災復興交付金基金繰入金の増額です。

6款1項繰越金、補正額584万3,000円は、前年度会計決算見込みに伴う前年度繰越金です。

8款1項町債、補正額120万円の増は、漁業集落排水処理事業債の増額です。

2ページ目をお開きください。歳出です。

2 款漁業集落排水処理事業費 1 項漁業集落排水処理施設整備費、補正額 1 万 1,000 円の増は人件費です。

6 款復興費 1 項漁業集落排水処理施設整備費、補正額 1,700 万円の増は、吉里吉里地区污水管路新設工事です。

3 ページ目をお開きください。

第 2 表地方債補正です。変更です。

起債の目的、漁業集落排水処理事業。補正前の限度額 1 億 2,540 万円を、補正後は 140 万円増額して限度額 1 億 2,660 万円に変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と変更ございません。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,701 万 8,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 16 億 2,742 万 1,000 円とするものです。

以上、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

3 ページ、第 2 表地方債補正、変更。

6 ページをお開きください。歳入、一括します。進行いたします。

7 ページ、歳出、一括します。進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第 89 号平成 30 年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第 12 議案第 90 号 平成 30 年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第 12、議案第 90 号平成 30 年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（才川拓美君） 補正予算書の1ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正のうち歳入。

3款国庫支出金2項国庫補助金、補正額5万8,000円の増は、現年度分地域支援事業交付金の増額によるものであります。

5款県支出金3項県補助金、補正額2万9,000円の増は、現年度分地域支援事業交付金の増額によるものであります。

7款繰入金1項一般会計繰入金、補正額2万9,000円の増は、地域支援事業繰入金の増額によるものであります。

同じく2項基金繰入金、補正額534万9,000円の減は、前年度繰越金の充当に伴い介護給付費準備基金繰入金を減額するものであります。

8款1項繰越金、補正額3,693万1,000円の増は、前年度繰越金を計上するものであります。

2ページをお開き願います。歳出。

4款地域支援事業費3項包括的支援事業・任意事業費、補正額15万2,000円の増は、包括的支援事業に係る人件費の増額によるものであります。

6款1項基金積立金、補正額1,547万5,000円の増は、前年度の精算に伴う剰余金を介護給付費準備基金に積み立てるものであります。

8款諸支出金1項償還金及び還付加算金、補正額1,097万7,000円の増は、前年度の精算に伴う国庫等への返還金であります。

同じく3項繰出金、補正額509万4,000円の増は、前年度の精算に伴う一般会計への繰出金であります。

以上、平成30年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,169万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億6,184万3,000円とする補正であります。

御審議のほどよろしく願います。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

5ページ、歳入、一括します。進行いたします。

6ページ、歳出、一括します。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第90号平成30年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第91号 平成30年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第13、議案第91号平成30年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（才川拓美君） 補正予算書の1ページをお開き願います。

今回の補正予算は、保険料及び後期高齢者医療広域連合納付金の決算見込みによる増額及び前年度事務費の精算に伴う補正であります。

第1表歳入歳出予算補正のうち歳入。

1款1項後期高齢者医療保険料、補正額632万9,000円の増は、保険料の決算見込みによる増額であり、その内訳は、特別徴収保険料435万8,000円及び現年度分普通徴収保険料197万1,000円であります。

3款国庫支出金1項国庫補助金、補正額54万円の増は、制度改正に伴うシステム改修費等補助金の増額であります。

6款1項繰越金、補正額35万5,000円の増は、前年度繰越金を計上するものであります。

2ページをお開き願います。歳出。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金、補正額712万7,000円の増は、後期高齢者医療広域連合納付金の決算見込みによる増額であります。

3款諸支出金2項繰出金、補正額9万7,000円の増は、前年度事務費繰入金の精算に伴う一般会計繰出金を計上するものであります。

以上、平成30年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ722万4,000円を追加し、歳入歳出予算

の総額を1億2,805万7,000円とする補正であります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

5 ページ、歳入、一括します。進行いたします。

6 ページ、歳出、一括します。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第91号平成30年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第14 議案第92号 平成30年度大槌町水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第14、議案92号平成30年度大槌町水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（田中寛之君） 補正予算書1ページをごらん願います。

第1条、平成30年度大槌町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成30年度大槌町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第1款水道事業収益、補正予定額3,739万8,000円の増。第3項特別利益、補正予定額3,739万円の増は、固定資産台帳との差額修正に係る長期前受金戻し入れ等の増額によるものです。

支出、第1款水道事業費用、補正予定額1億5,252万円の増。第1項営業費用、補正予定額1億5,252万円の増は人事異動による人件費の増額と固定資産台帳との差額修正に係る減価償却費の増額であります。

第3条、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費3,955万2,000円を4,125万8,000円に改める。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。3ページをお開きください。

平成30年度大槌町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書。

4ページ。

5ページに入ります。平成30年度大槌町水道事業会計予定損益計算書。

6ページ。

7ページに入ります。平成30年度大槌町水道事業予定貸借対照表。

8ページ、負債の部。

9ページ、資本の部。

10ページに入ります。収入。第1款水道事業収益3項特別利益。進行いたします。

支出、1款水道事業費用1項営業費用。進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第92号平成30年度大槌町水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第15 認定第1号 平成29年度大槌町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 認定第2号 平成29年度大槌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第17 認定第3号 平成29年度大槌町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第18 認定第4号 平成29年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第19 認定第5号 平成29年度大槌町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定

について

日程第20 認定第6号 平成29年度大槌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
の認定について

日程第21 認定第7号 平成29年度大槌町水道事業会計決算の認定について

○議長（小松則明君） 日程第15、認定第1号平成29年度大槌町一般会計歳入歳出決算の
認定についてから、日程第21、認定第7号平成29年度大槌町水道事業会計決算の認定に
ついてまで、決算7件について一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております決算7件の審査については、委員
会条例第5条の規定により、議員全員による決算特別委員会を設置し、これに付託の上、
審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、決算7件の審査は、議員全員に
よる決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

決算特別委員会の審査が終了するまで、本会議を休会といたしたいと思いますが、こ
れに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、審査が終了まで本会議を休会と
することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員長を互選するまで、委員会条例第9条
第2項の規定により、年長委員の小笠原正年君に臨時委員長の職務をお願いいたしたい
と思います。

本会議を休会いたします。

散 会 午後2時03分